# 45 災害時等における消防用水等の供給支援に関する 協定

鶴岡市(以下「甲」という。)と庄内生コンクリート協同組合(以下「乙」という。)との間において、災害時における消防用水等の供給支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、火災等の大規模な災害が発生した場合に、甲が実施する消防活動への支援を、 乙の組合員が所有する特殊車両等の協力を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとす る。

## (支援の要請)

第2条 甲は、災害において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対し、消火のための水の供給、その他必要な用水供給の支援を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、要請書(別記様式第1号)により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

#### (支援の実施)

第3条 乙は、甲から支援の要請を受けたときは、可能な限り協力して支援業務にあたるものとする。

#### (支援の報告)

第4条 乙は、前項の規定により支援を実施したときは、甲に対し、速やかに実施報告書(別記様式第2号)により、報告するものとする。

#### (経費の負担)

第5条 この協定に基づく支援に要する費用は無償とする。

#### (損害補償)

第6条 甲は、その要請により支援活動した乙の組合員が、当該支援に従事したことにより死亡し、 負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合において、労働災害に関する関係法令の 適用がある場合を除き、消防法第36条の3の規定により、甲が政令で定める基準に従い条例の定める ところにより、その損害を補償するものとする。

## (訓練)

第7条 乙は、この協定に基づく支援を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に参加要請があったときは、積極的に参加するものとする。

#### (連絡体制)

第8条 甲及び乙は、第2条の規定による支援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため連絡責任者を定め、通知するものとする。また、連絡責任者を変更したときも同様とする。

#### (協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも何ら申し出がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

# (その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成30年2月7日

甲鶴岡市長

乙 庄内生コンクリート協同組合 理事長